

宮城県公報

行
城
県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

- 二 社会福祉法人日本保育協会
委託期間
平成二十三年四月一日から平成二十四年四月三十日まで
○宮城県告示第四百九十九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次とおり変更した届出があったので、同法第五十一条第一項の規定により
告示する。

平成二十三年七月一日

ページ

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
〇四一五四〇〇七六一	特定非営利活動法人あなたの街の三河やさん	仙台市太白区長町二丁目	平成二十三年六月一日

- 保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託
(子育て支援課) 一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出
(障害福祉課) 一
○平成十九年宮城県告示第三百八十八号（漁業災害補償法に基づく
漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正
○建設業許可の取消し
○都市計画変更案の縦覧
○土地改良区役員の就任及び退任の届出
○開発行為に関する工事の完了
教育委員会

- 公 告
- （仙台地方振興事務所）
- （建築宅地課）
- （農林水産経営支援課）
- （事業管理課）
- （都市計画課）

- 平成十四年宮城県教育委員会告示第一号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定）の一部改正

四

- 宮城県告示第五百四号
平成十九年宮城県告示第三百八十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のようないくつ止し、平成二十三年七月一日から施行する。
平成二十三年七月一日

宮城県知事 村井嘉浩

法第二百四条第一項に掲げる漁業の表中

- 宮城県告示第四百九十八号

- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十二年三月三十一日次とおり委託した。
平成二十三年七月一日

- 一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一郎

宮城県知事 村井嘉浩

石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の北上町十 三浜支所、河北町支所、雄勝町東 郷支所、前郷支所、谷川支所、治 浜支所、喜浜支所、石巻地区支所、 石巻市東部支所、石巻市漁業協同組 合の地区)	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網 を使用してさんまとすることを目的とする漁業
---	--

を

総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網
を使用してさんまとすることを目的とする漁業

告 示	平成二十三年七月一日	金曜日	宮 城 県 公 報
一 委託の相手方	東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一郎		

二

有限会社エント 山家義典	ハング式パ会社ハウジ 谷恵吉	秋月設備商會 昭太郎会	櫻井武	富士建設株式会
刈田郡藏王町大字円田 字根無藤二	仙台市泉区長命ヶ丘三 丁目三十一・二	一氣仙沼市 笹が陣一・十	塩竈市北浜一丁目十三 三十三	百第般二、二十一 六十六 十万八千四 三百八十四号
百第般二、十九 六十四号	百第般二、四千八 五百四十八号	百第般二、五十七 八五号	百第般二、五十六 八五号	百第般二、二十一 六十四号
一全 般部 建 築 設 業 事 業	一全 般部 道工 施設 設業 事 業	内ブタ屋石大建 装口イ根工工事 仕ツル工工事 上ク工工事 れん 事 業 が 事 業	一全 般部 建 築 設 業 事 業	一全 般部 建 築 設 業 事 業
平成二十三年五月二十七日	平成二十三年五月二十六日	平成二十三年五月二十六日	平成二十三年五月二十九日	平成二十三年五月三十日

三 許可取消しの原因

宮城県告示五百一號

建設業に係る廃業等

○宮城県告示第五百一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百四号）第一十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十二条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

宮城県知事
村井嘉浩

2	1	2	1
石巻市蛇田字東道上、同字東道下、同 廃止しようとする土地の区域	追加しようとする土地の区域	三・三・三十八号 曽波神線	都市計画を変更しようとする土地の区域
石巻広域都市計画道路	石巻幹線	一・三・一号 東松島石巻幹線	都市計画を変更しようとする土地の区域
種類	名称	名称	種類

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

宮城県知事 村井嘉浩
加美郡加美町字大門七十八番一、八十一番及び
八十二番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

岩手県紫波郡矢巾町大字広富沢第三地割二百四
十一番地一

株式会社葉王堂

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

平成十四年宮城県教育委員会告示第一号(教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定)の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年七月一日

宮城県教育委員会

教育長 小林伸一

「企画広報調整班」を「広報調整班」に改める。